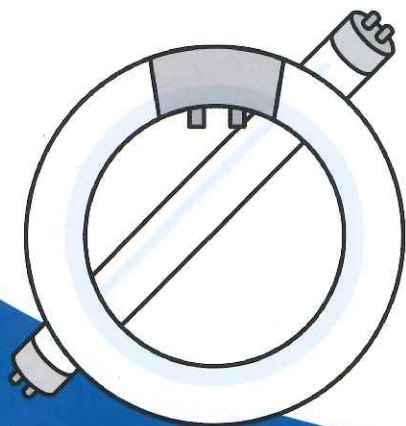
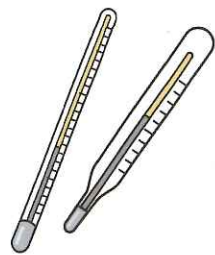


事業者の皆さまへ

名古屋市からのお願いです。



# 蛍光灯など、 水銀使用製品の



## 適正な処理にご協力ください。

水銀による環境汚染を世界規模で防いでいくための枠組みである「水銀に関する水俣条約」が、平成29年8月に発効となりました。

また国内では、平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」が公布されるなど、関係法令の整備が進められております。

本市においてもこれらの動きに対応するため、平成29年10月以降、水銀使用製品である蛍光灯・水銀体温計・水銀温度計は、「**不燃ごみ**」として出すことができなくなります。

事業者の皆さまが排出している水銀使用製品についても、原則産業廃棄物として、引き続き適正に処理していただくようお願いします。



シャチのジュンちゃん

平成29年**10月1日以降**は、次のように対応願います。

蛍光灯・水銀体温計・水銀温度計を廃棄するときは、

**産業廃棄物（金属くず、ガラスくず）として処理**※1 してください。

産業廃棄物としての処理にあたっては、**収集の委託をしている許可業者**※2  
にお問い合わせください。

※1 現在、既に産業廃棄物として処理している場合は、引き続き産業廃棄物としての処理をお願いします。

※2 一般廃棄物収集運搬許可業者は、上記の品目について、産業廃棄物の収集運搬業の許可も有しています。

家庭並みの性状（蛍光灯の場合、直管・丸管ともに40w程度の大きさまで）で、1事業者あたりの排出量が家庭並み（数本程度）にとどまるものは、市の拠点回収に出すことができます。拠点回収についての詳細（回収場所等）は、9月以降に市公式ウェブサイトに掲載予定です。

その他の水銀使用製品（水銀血圧計など）は、量の多少にかかわらず、従来どおり産業廃棄物として処理してください。

その他、事業系ごみの分け方・出し方でご不明なことがありましたら、  
ごみの収集を委託している許可業者もしくは…

名古屋市環境局資源化推進室 事業系ごみ対策担当（電話：052-972-2390）  
までおたずねください。